



2025年2月6日

各位

会社名 伊勢化学工業株式会社
 代表者名 代表取締役兼社長執行役員 平岡正司
 (コード: 4107、東証スタンダード)
 問合せ先 取締役兼専務執行役員管理本部長 菅 秀章
 (TEL. 03-3242-0520)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、2025年3月27日開催予定の第104回定時株主総会に、定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第6章 計 算</p> <p>第 37 条 (条文省略)</p> <p>第 38 条(期末配当) <u>当社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の期末配当を行う。</u></p> <p>第 39 条(中間配当) <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による中間配当を行うことができる。</u></p> <p>第 40 条 (条文省略)</p>	<p>第6章 計 算</p> <p>第 37 条 (現行どおり)</p> <p>第 38 条(剰余金の配当等の決定機関) <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>第 39 条(剰余金の配当等の基準日) <u>当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u> 2) <u>当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</u> 3) <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第 40 条 (現行どおり)</p>

3. 定款変更の日程

- (1)定款変更のための株主総会開催予定日 2025年3月27日(予定)
 (2)定款変更の効力発生日 2025年3月27日(予定)

以上